

Weekly コラム

令和元年 7 月 2 日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

2019 年 4 月からの 勤務間インターバル制度

◆いよいよ働き方改革法が施行されます
平成も最後の年ですが 4 月より働き方改革法が順次スタートします。今回は改革法で努力義務化される「勤務間インターバル制度」を見ていきます。

◆勤務間インターバルとは
Aさんが残業をして 23 時まで働いたとします。11 時間の勤務間インターバル制度を導入すると Aさんの翌日の始業時間は午前 10 時になります。会社の就業時間が午前 9 時から午後 5 時だとしても、就業規則にインターバル制度の運用が規定されていれば Aさんが 10 時に出社することは遅刻にならず、通常通り午後 5 時に退社しても 1 日勤務の扱いになり賃金面で不利益は受けません。

法律ではインターバルの時間を何時間にすべきか明記していません。4 月から改めてスタートする「時間外労働等改善助成金」では 9～11 時間以上のインターバルを設けるように設定されていることが目安になるでしょう。ヨーロッパではすでに導入され 11～12 時間の設定がされています。

◆勤務間インターバル導入のメリット
厚労省の有識者検討会報告書によると、
＜導入のメリット＞

- ①健康維持に向けた睡眠時間の確保につながる。
- ②生活時間の確保によりワークライフバランスの実現に資する。

③魅力ある職場づくりにより人材確保・定着につながる。

④企業の利益率や生産性を高める可能性が考えられる。
とされています。

政府は 2018 年 1 月現在で 1.8%にとどまっている導入企業の割合を、2020 年までに 10%以上とする目標を掲げています。4 月からは勤務間インターバルにかかわる「時間外労働等改善助成金 勤務間インターバルコース」の助成金額が倍の最大 100 万円まで増額されます。労働能率を改善する物品やソフトの購入、入れ替えも対象になるのでこれを機会に労働環境に手を入れるのが賢いでしょう。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、
skc-soudan@skc.ne.jp まで空メールをご送信ください。また、FAX ご不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。